

鳥取縣公報

條例

鳥取縣競馬條例第六十五号

鳥取縣競馬條例を次のように定める。

昭和二十三年十月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣競馬條例

第一條 鳥取縣の競馬は米子競馬場においてこれを行う
第二條 競馬開催に際して徴収する入場料、登録料免許
手数料等は次の通りとする

入場料	一名につき	拾五円
騎手免許料	同	五百円
同登録料	一件につき	百円
同書換並びに再交付手数料	各一件につき	百円ずつ
馬主登録料	一件につき	百円

昭和二十三年十月二日
外 土曜日

同書換並びに再交付手数料	各一件につき	百円ずつ
馬登録料	一件につき	貳百円
同書換手数料	同	同
同再交付手数料	同	壹千円
馬名変更手数料	同	五千円
服色登録料	同	五拾円
同書換並びに再交付手数料	各一件につき	五拾円ずつ
騎乗申込手数料	一件につき	參拾円
出走申込手数料	同	五拾円

第三條 競馬の開催期日勝馬投票券その他競馬の実施に
必要な規程は別に知事がこれを定める

附則
この條例は公布の日からこれを施行する

規則

鳥取縣規則第六十九号

鳥取縣地方競馬実施規程並びに鳥取縣地方競馬登録規程を次のように定める

昭和二十三年十月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣地方競馬実施規程

目次

第一章 総則

第二章 競走

第三章 競馬場内の取締

第四章 勝馬投票

第五章 総則

第一條 鳥取縣(以下縣という)が実施する地方競馬は、競馬法(昭和二十三年法律第五十八号以下法という)競馬法施行令(昭和二十三年政令第二四二号以下令という)及び鳥取縣競馬條例(昭和二十三年鳥取縣條例第六十五号以下條例という)によるものとし、その規程によりこれを行う。

第一條 一日における競走の數、種類及び距離は競走番組でこれを定める

第三條 天災地変その他やむを得ない事由により競馬を取り止め中止し又は競馬開催の日時及び競走の順序を変更し若しくは競走を取り止めることがある

第四條 騎手は縣が定める左の各号に掲げる二十種の服色を馬の番号に従ひ用ひなければならない。

- 一 白色
 - 二 黒色
 - 三 赤色
 - 四 青色
 - 五 紫色
 - 六 黄色
 - 七 緑色
 - 八 えび茶色
 - 九 桃色
 - 十 茶色
 - 十一 白色に黒の十文字
 - 十二 黒色に白の十文字
 - 十三 赤色に白の十文字
 - 十四 青色に白の十文字
 - 十五 紫色に白の十文字
 - 十六 黄色に白の十文字
 - 十七 緑色に白の十文字
 - 十八 えび茶色に白の十文字
 - 十九 桃色に白の十文字
 - 二十 茶色に白の十文字
- 2 出走すべき馬が二十頭以上ある場合においては適

宜の標幟を付け前項の各号に掲げる服色を第一号から繰り返して用いなければならない。

第五條 地方競馬の服色の登録を受けたものが自己の服色を使用して馬を出走させようとするときは前條の規程にかゝらず騎手にその服色を使用させることができる

第六條 縣は当該競馬終了後出走した馬の競馬登録証の成績欄にその成績を記入した上印を押しその旨を登録した者に通知する

第七條 縣は馬主又は騎手に対しその回の競馬の競走に馬を出走させたこと又は騎乗したこと若しくは第八十二條第八十五條又は第八十六條の規定により制裁したときはその旨を馬主にあつては馬主登録証の履歴欄に騎手にあつては騎手免許証の履歴欄に記入した上印を押しその旨を登録又は免許した者に通知する

第八條 この規程における重量はその重量に〇、五キログラムに満たない端数があるときはこれを切り捨て〇、五キログラムをこえ一キログラムに満たない端数がある

るときはその端数は〇、五キログラムとしたものとする

第九條 縣が行う登録又は免許を受けた馬主、馬又は騎手でなければ縣が行う競馬の競走に出走させ又は騎乗することができない

第二章 競走

(開催執務委員)

第十條 開催執務委員はその職務を執行するため必要な取調を行い又は必要があると認める措置(令第十五條第一項各編に掲げる処分を除く)を執ることができ(委員長並びに副委員長)

第十一條 委員長は競馬の開催執行に関する事務を総理する

副委員長は委員長事故あるときはその職務を代理する(総務委員)

第十二條 総務委員は開催執務委員の職務執行の連絡及び開催執務委員の所掌に屬しない事項に関する事務をつかさどる

01088

(審判委員)

第十三條 審判委員は着順の確定異議の裁定及び出走の停止に関する事務をつかさどる

第十四條 審判委員は出走すべき馬が確定したのちその馬が左の各号の一に該当するときはその競走又はその回の競馬のその競走以後の競走における競走を停止しなければならぬ

一 事故又は疾病その他の保護のため競走に出走することが不適当であると認められたとき

二 競走に出走する他の馬又は騎手に対し危険を及ぼす虞があると認められたとき

三 調教が充分でないが又は競走能力に支障があると認められたとき

四 競走の公正を維持するため必要があると認められたとき

2、審判委員は前項の処分をしたときは遅滞なくその旨を委員長に報告し且発走委員投票委員及びその馬主に通知しなければならぬ

第十五條 審判委員は馬が決勝線に到達した順位を決定する

2、前項の決定は馬の鼻端が決勝線に到達した順位による

第十六條 審判委員は前條の順位が第五位までの馬の番号を直ちに発表し且これを委員長に報告するとともに

2、審判委員及び投票委員に通知しなければならぬ

2、審判委員は前項の規程により馬の番号を発表した後速かに到達順位が第一位の馬が競走に要した時間並びに到達差を公表しなければならぬ

3、前項の到達差は先に決勝線に到達した馬の鼻端からその馬の次の馬の鼻端までの距離とする

第十七條 審判委員は第七十一條の規定による検査が終了した後速かに着順を確定しなければならぬ

2 審判委員は、前項の規定により確定した馬の番号を直ちに公表し、且つこれを委員長に報告するとともに、投票委員に通知しなければならぬ。

(発走委員)

01089

第十八條 発走委員は、発走に関する事務をつかさどる。

第十九條 発走委員は発走する前に騎手及びわく順を点検しなければならぬ。

第二十條 発走委員は、馬を駐立から発走させなければならぬ。

第二十一條 発走委員は、調教の程度により必要があると認めるときは、わく順を変更させることができる。

第二十二條 発走委員は、出走すべき馬が多いため同一の発走線から発走させることが困難であると認めるときは、わく順後位の馬を後列から発走させなければならぬ。

第二十三條 発走委員は馬が馬場に出た後左の各号の一に該当すると認めるときは、その馬の出走を停止しなければならぬ

一、事故又は疾病により発走することができなくなつたとき。

二、発走を遅延させたとき、又は他に危険を及ぼす虞があるとき。

三、前二項に掲げる外、公正な発走を期するため必要があるとき。

2、発走委員が前項の規定により馬の出走を停止したときは、直ちに、その旨を委員長に報告するとともに、審判委員、検査委員及び投票委員並びにその馬主に通知しなければならぬ。

第二十四條 発走委員が発走合図したときは、前方にいる助手は、これに應じて白旗を下げなければならぬ。

第二發走委員は、真正な発走合図でないことを表示しようとするときは、赤旗を左右にふり、助手は、これに應じて白旗を左右にふらなければならぬ。

第二十五條 発走委員は、左の各号の一に該当する騎手があるとき認めるときは、その氏名及び事項を委員長に報告するとともに審判委員に通知しなければならぬ。

一、発走合図前に突進、回轉、横向その他の行爲によつて発走に利益を得ようとし又は発走を遅延させたもの。

二、発走合図があつた後発走しないもの、又は緩慢に

01090

発走したもの。

(検査委員)

第二十六條 検査委員は、負担重量の検査に関する事務をつかさどる。

2、負担重量は、騎手、くら(その附屬物を含む。)あんじよく及び「ゼツケン」の重量を総計したものとす

る。

第二十七條 検査委員は、検査した重量、馬の番号及び騎手の氏名を、検査にあつては馬場管理委員に、検査にあつては審判委員に、直ちに通知しなければならない。

(番組編成委員)

第二十八條 番組編成委員は出走投票の管理、出走すべき馬の編成、出走馬の発表、馬の番号、馬の負担重量又は加増距離の決定及び競走経過の記録に関する事務をつかさどる。

第二十九條 前條の馬の番号は、各発走ごとに、番組編成委員が抽せんにより、これを決定する。

2、前項の規定により決定した馬の番号は、これをその馬のわく順とする。

3、馬のわく順は、馬場の内側から、これを定める。

(馬場管理委員)

第三十條 馬場管理委員は、左の各号に掲げる事項に関する事務をつかさどる。

一、出走すべき馬の確定及びその公表

二、出走申込をした馬の取締

三、馬主、騎手及び馬丁の取締

四、馬場、下見所、装あん所及び出走すべき馬の掲示

五、医師及び獣医師の配備、人馬の救護に必要な設備

の設置並びに管理

2、馬場管理委員は出走すべき馬の確定をしたときは、速かにその旨を委員長に報告するとともに、審判委員、発走委員及び投票委員に通知しなければならない。

(場内取締委員)

第三十一條 場内取締委員は、場内の取締に関する事務

01091

をつかさどる。

(投票委員)

第三十二條 投票委員は勝馬投票券の発売及び拂戻金並びに返還金の交付に関する事務をつかさどる。

(騎乗申込)

第三十二條 騎手は縣が行う競馬の競走に騎乗しようとするときは縣の地方競馬騎手免許証を提示し、三十円の申込手数料を添えて騎乗申込をしなければならない。

2、縣は、競走の公正を確保するため必要があると認めるときは、前項の騎乗申込を拒絶する。

(出走申込)

第三十四條 馬主は、馬を出走させようとするときは、左の書身に掲げる事項を記載した上印を押した申込書に縣の馬主登録証、馬登録証及び五十円の申込手数料を添え、競走番組で定める期日までに提出して、出走申込をしなければならない。

馬名

一、新馬又は古馬の別

出走を希望する競走の種類

四、馬主の住所氏名

2、縣は、競走の公正を確保するため必要があると認めるときは、前項の出走申込を拒絶する。

3、第一項第二号の新馬とは法又は、競馬法(大正十二年法律第四十七号)又は地方競馬法(昭和二十二年法律第五十七号)による競馬の競走に出走したことのない馬をい、古馬とは新馬でない馬をいう。

4、第一項の出走申込をしたものに対し、第一項各号に掲げる事項の外、必要な事項について書類の提出を求めることができる。

5、馬名を変更したときは、変更の日から百八十日経過した日までは、第一項第一号の馬名に、その前の馬名を附記しなければならない。

(競走番組)

第三十五條 競走番組は競馬開催ごとに、これを編成する。

第三十六條 競走番組には左の各号に掲げる事項を記載

する。

- 一、縣名
- 二、競馬場名
- 三、当該競馬開催の年及びその年における競馬開催の順位
- 四、各日の日時
- 五、出走申込の場所及び締切日時
- 六、馬検査の場所及び日時
- 七、各競走の日時、各日における番号、発走時刻、種類、名称、距離、賞金額、賞品の種類及び條件

第三十七條 競走番組は、出走申込の締切日の二十日前までに、これを公表する。

(馬検査)

第三十八條 出走申込をした馬については、競走番組に定めた日時に馬検査を行う。但し特別の事由があるときは、第四十二條第一項の公表の時までにこれを行うことができる。

第三十九條 前條の検査の際左の各号の一に該当する馬

があるときは、委員長は出走申込を取り消さなければならぬ。

- 一、競走の際他の馬又は騎手に対し危険を及ぼす處があるとき
- 二、調教が充分でないとき、又は競走能力にしようがないがあるとき

(出走投票)

第四十條 馬主は、馬を出走させようとするときは、競走番号、馬名、騎手の氏名、負担重量及び加増距離を記載し、記名した上、印を押し番組編成委員が定める締切時間迄に出走投票をしなければならぬ

第四十一條 出走投票はその投票締切前で行われなければ取り消すことができない。但し事故又は疾病に因りその理由を証明する書類を番組編成委員に提出して、その許可を受けたときは、この限りでない。

- 2、前項但書の場合において、出走投票取消の理由が疾病であるときは委員長の指定する獣医師の診断書を添えなければならぬ。

(出走すべき馬の確定)

第四十二條 出走すべき馬の番号、馬名、騎手の氏名及び負担重量又は加増距離は出走すべき馬の確定前に、一定の揭示所に公表する。

- 2、出走すべき馬は、場管理委員が、これを確定する。
- 3、場管理委員は、出走すべき馬を確定したときは、同時にその旨を公表する。

(出走の制限)

第四十三條 出走は各馬につき、一日一競走に限る。

第四十四條 刺輪を特に鋭利にし又はこれを内側に向けたり拍車は、これを使用することができない。

第四十五條 鉄さい又は突縁その他のに危険を及ぼす處がある特殊の加工をしたてい鉄はこれを使用することができない。

第四十六條 馬の競走能力を一時的にたかめ、又は減ずるものを使用して馬を出走させることができない。

- 2、競走に勝利を得る意志がないのに馬を出走させてはならぬ。

(負担重量及び加増距離)

第四十七條 馬の年齢により負担すべき重量は、競走番組で定める場合を除き左に掲げるところによる。但しめず馬は各一キログラムを減じおす馬は各一キログラムを増すものとする。

三才	五十二キログラム
四才	五十五キログラム
五才	五十八キログラム
六才以上	五十九キログラム

きゆう步競走

三才	六十キログラム
四才	六十五キログラム
五才	六十八キログラム
六才以上	七十キログラム

速歩競走

第四十八條 きゆう步競走において馬の年齢による負担重量の外に負担する重量は、競走番組で定める場合を除き縣が行う競馬の競走において得た一着の勝利度数一度につき一キログラムとする

- 2、馬の年齢による負担重量の外に負担する重量はきゆう

る歩競走ごとにこれを計算する。

第四十九條 速歩競走において加増する距離は競走番組で定める場合を除き縣が行う競馬の競走において得た二着の勝利率一度につき、三千米以下の競走にあつては二十五メートル、三千メートルをこえる競走にあつては四十米とする。

第五十條 「ハンデキップ」競走における負担重量及び加増距離は前三條の規定によらない。

2 前項の負担重量及び加増距離は番組編成委員がこれを定める。

(前検査)

第五十一條 競走に騎乗しようとする騎手はその競走の発走時刻の二時間前から四十分前までの間に負担重量の検査を受けなければならない。但し競走番組で定められた競走に騎乗しようとする騎手はこの限りでない。

引越して、競走以上の競走に騎乗しようとする騎手はこれらの競走の最初の検査の際その後の競走の検査を一括して受けることができる。

第五十條 ヤむを得ない事由に因り、競走番組で定める重量又は第四十七條、第四十八條若しくは第五十條の規定による負担重量をこえる重量を負担せようとするときは前検査の際に騎手はこれを検査委員に申し出なければならない。

2 前項の重量は、三キログラムをこえることができな

い。

(装束所及び下見所)

第五十三條 出走すべき馬は当該競走の発走時刻の五十分前までに装束所に集合させなければならない。

第五十四條 前條の集合時刻に遅れたとき又は第四十四條から第四十六條までの規定に違反しているときは、馬場管理委員はその馬の出走を停止しなければならない。

5。

第五十五條 騎手は当該競走の発走時刻の二十五分前までに下見所に集合しなければならない。

第五十六條 下見所におけるひき馬及び騎乗は、馬の番号の順序による。

第五十七條 騎手は、下見所においては馬場管理委員の命ずるところに従ひ騎乗し、常歩で馬場に出なければならぬ。

(発走)

第五十八條 馬場に出た馬には馬丁をつけることができない。但し発走委員の許可を受けたときはこの限りでない。

第五十九條 馬場に出た馬は審判所の前を常歩で通過し、発走線に行かなければならぬ。

第六十條 騎手は馬場に出た後は下馬することができな

い。但し発走委員の許可を受けたときはこの限りでない。

第六十一條 騎手はわく順に従ひ発走線に整理しなければならない。

第六十二條 発走合図は赤旗によりこれを行う。

(競走)

第六十三條 騎手は競走において馬の全能力を發揮させなければならない。

第六十四條 先行する馬の騎手はその馬の一端から後續する馬の鼻端までの距離が一馬身以上なければ後續する馬の進路に入ることができない。

2、決勝線にいたる直線走路においては、一度定められた路は、みだりにこれを変更することができない。

3、騎手は競走中押圧衝突その他不当の手段により他の馬を妨害することができない。

第六十五條 騎手は競走中みだりに高声を発し、又はむちを不当に用いることができない。

第六十六條 競走中馬が当該競走の走路外に逸走した場合において競走を繼續しようとするときは逸走し始めた地点に引き返さなければならない。

第六十七條 落馬した場合において競走を繼續しようとするときは落馬した地点に引き返した上他人の助をかりないで騎乗するか又は他人の助をかりないで騎乗した上落馬した地点に引き返さなければならない。

第六十八條 騎手は競走中馬の競走能力に著しい変化があつたと認めるときは、競走後直ちにその旨を審判委員に報告しなければならない。

2、前項の場合において審判委員は、その報告を記録した

上、これを騎手に署名させなければならない。
 第六十九條 速歩競走は正しい斜対の速歩をもつて、これをを行わなければならない。

第七十條 馬が競走中に正しい斜対の速歩の外の歩法をしたときは騎手は直ちにこれを控制して、正しい斜対の速歩を行わせなければならない。
 (後検査)

第七十一條 決勝線に到達した順位が第一位から第五位までの騎手及び特に審判委員が指定した騎手は、検査所構内に騎乗したまゝで行き、検査委員の指図に従ひ、下馬し、検査を受けなければならない。但し騎手は馬の疾病その他やむを得ない事故のため騎乗したまゝで行くことができないときは、騎手は検査委員の許可を受けて、下馬して検査所に行くことができる。

2 審査委員は、前項但書の事故に因り、前項の規定による検査を受けることができないと認めるときは、検査を省略することができる。

第七十二條 前條の規定により検査を受ける騎手は、検査委員の指図があるまでは、その馬を検査所の構内に置かなければならない。
 (失格)

第七十三條 左の各号の一に該当する場合においては、その馬を失格とする。

一、第四十六條の規定に違反して馬を出走させたとき。
 二、第六十四條第一項又は第三項第六十五條又は第六十七條の規定に違反したとき。

三、速歩競走の場合において、正しい斜対の速歩以外の歩法により速度に利益を得たとき、しばしば正しい斜対の速歩以外の歩法をしたとき、又は正しい斜対の速歩の外の歩法のまゝで決勝線に到着したとき。
 四、後検査第七十一條第二項の場合を除くを受けなかつたとき。

五、審査委員が認めたる降雨その他特別の事由がある場合を除き、前検査と後検査との差が一キログラムをこえたとき。

六、馬の負担重量について不正があつたとき。
 七、不正の目的をもつて馬の全能力を発揮させなかつたとき。

八、競走に關し、不正な協定の実行に供せられたとき。
 第七十四條 失格は、当該競走の着順が確定するまでに、審判委員が、これを宣告しなければならない。

第七十五條 着順は、決勝線に到達した順位により、これを確定する。

2 決勝線に到達した馬のうち、失格を宣告された馬があるときは、その馬は、着順に、これを算入しない。
 第七十六條 着順が確定した後第七十三條第一号、第六号から第八号までの一に該当したことが判明した馬については、当該競走で收得した賞状、賞品及び賞金は、これを返還させる。

2 前項の馬については、前項の競走からその判明した日までの競走についてもまた前項と同様とする。
 第七十七條 前條の馬は、その判明した日から、当該競馬の競走に出走させることができない。

(異議及裁定)

第七十八條 異議は、当該競走に馬を出走させた馬主又は騎乗した騎手に限り、これを申し立てることができる。

2 異議は、代理人をもつては、これを申し立てることができない。

第七十九條 異議は、その競走における着順が確定するまでに、手数料百円を添え、審判委員に対し書面を提出して、これを申し立てなければならない。

第八十條 異議は、審判委員が、これを裁定する。
 2 審判委員が裁定したときをもつて、書面でその異議の申立を認めるかを異議の申立をした者に対し、通知する。

第八十一條 異議は、左の各号の一に該当すると認められる場合に限り、これを申し立てることができる。

一、第四十六條の規定に違反して馬を出走させたとき。
 二、第六十四條第一項又は第三項の規定に違反したとき。

三、不正な目的をもつて馬の全能力を発揮させなかつたとき。
四、競走に關し、馬が不正な協定の実行に供せられたとき。

(制裁)

第八十一條 委員長は、競走の公正を確保するため第十條の規定による取調に應じなかつた又は措置に従わなかつた馬主、騎手又は馬丁に対し、戒告し、当該競馬の最後の日までの期間競馬に關与することを禁止し又は停止し若しくは騎乗することを停止することができ

る。
第八十三條 競馬場内の秩序を維持し、又は競走の公正を確保するため必要な制裁に關する事項をつかさどらせるため制補審議會を置く。但し、前條に規程する制裁については、その限りでない。

第八十四條 制補審議會は、開催執務委員全員をもつて、これを組織する。
2 審議會に会長を置き、委員長をもつて、これに充て

る。
8 審議會の議事規則は別にこれを定める。

第八十五條 制補審議會は左の各号の一に該当する馬主又は騎手に対し戒告し、又は縣が行う競馬の競走における一年以下の騎乗を命ずることが出来る。

一、第二十五條第一号又は第二号に規定する者。
二、第五十一條第一項、第五十一條、第五十三條、第五十五條、第六十條、及び第六十三條から第七十二條まで(第六十八條第二項を除く。)の規定に違反した者。

第八十六條 制補審議會は左の各号の一に該当する者に對し、縣が行う競馬に關与することを禁止し、停止し、縣が競馬を行う競馬場への出場を拒否し又は退場を命ずることが出来る。
一、第四十五條の規定に違反した者。

二、不正な目的をもつて出走させることができない馬の出走を申し込み又は出走させた者。
三、不正な目的をもつて、馬の全能力を発揮させなかつたとき。

つた者。

四、競走に關し、不正な協定の申し込をし、又はその協定を実行した者。

五、競走に關し、不正な目的をもつて馬主、騎手及び馬丁に對し、暴行し、又は脅迫し若しくは財物その他の利益を奪へ又は与えることを約束した者。

六、前号の場合において財物その他の利益を受け又は受けることを約束した馬主、騎手。

七、競走に關し不正な目的をもつて出走しようとする又は出●した馬に對し、危害を加え、加えようとし、不法の処置をし又はしようとした者。

八、競馬の開催又は執務委員の職務を妨害した者。

第三章 競馬場内の取締

(入場者及び入場料)

第八十七條 入場料の金額は、一人につき六円とする。

2 無料入場料は、一日につき、二〇人以上とする。

8 入場者に對しては入場券を無料入場内に對しては無料入場証を交付する。

第八十八條 入場者に對しては入場券の改札を、無料入場者に對しては無料入場証の検査を、令第七條の規定によりき章を、交付した者に對してはき章の検査を行う。

2 競馬場内にいる者に對しては、入場券の檢札及び無料入場証並びにき章の検査をする。
第八十九條 入場者は出入を許可された場所以外の場所に入る事ができない。

第九十條 場内取締委員は、左の各号の一に該当する者に對し、入場を拒否し又は退場を命ずることが出来る。

一、入場券、無料入場証又はき章を所持しない者。
二、不体裁な服装をし裸になりで酔し又はみだりに高声を發する等品位をみだし若しくは他人の迷惑となすやうな言行があつた者。

三、場内取締委員の承認を受けないで業として勝馬の予想をし又は物品の販売若しくは頒布した者。

第四章 勝馬投票

(勝馬投票法の種類)

01100

第九十一條 勝馬投票法は、單勝式勝馬投票法、複勝式勝馬投票法及び連勝式勝馬投票法を併せて用いる。

2 勝馬投票券発売開始の時に、出馬すべき馬が一頭であるときはすべての勝馬投票法、二頭であるときは複勝式勝馬投票法及び連勝式勝馬投票法、三頭又は四頭であるときは複勝式勝馬投票法、五頭以上であるときは連勝式投票法はこれを用いない。

(勝馬投票券の券面金額)

第九十二條 勝馬投票券の券面金額は、十圓とする。

2 勝馬投票券の発売は一枚券及び十枚券の二種類をもつてこれを行う。

(勝馬投票券の種類)

第九十三條 單勝式勝馬投票法に用いる勝馬投票券は單勝式勝馬投票券、複勝式勝馬投票法に用いる勝馬投票券は複勝式勝馬投票券及び連勝式勝馬投票法に用いる勝馬投票券は連勝式勝馬投票券という。

(勝馬投票券の様式)

第九十四條 勝馬投票券には控券をつけるものとし、勝馬投票券を発売したときは、控券はこれを縣が保管する。

2 各勝馬投票券及び控券には、縣名、種類、当該競馬場名、当該競馬開催の年及びその年における当該競馬開催の順位を示す文字、当該競馬が当該競馬の何日目であるかを示す文字、当該競走のその日における番号、馬の番号、券面金額(法第五條第二項の規定による勝馬投票券にあつてはその代表する枚数及びその給券面金額)並びに通番号を記載する。

(勝馬投票券発売所及び拂戻金交付所)

第九十五條 勝馬投票券は、勝馬投票券発売所においてこれを発売する。

第九十六條 勝馬投票券発売所及び拂戻金交付所は、競馬場内にこれを設ける。

(勝馬投票券の発売方法)

第九十七條 勝馬投票券発売所は、各勝馬投票法に、これを区分する。

2 勝馬投票券発売所には、当該競走を行う月日及び当該競走のその日における番号を掲示する。

00001

該競走のその日における番号を掲示する。

3 勝馬投票券発売所の窓口には、当該競走における馬の番号(連勝式勝馬投票券法にあつては馬の番号を組み合したものを)を掲示する。

4 二競走以上の勝馬投票券を、同時に発売するときは、勝馬投票券発売所は、各競走に区分しその区分したものを更に各勝馬投票法に区分する。

5 前項の規定により、勝馬投票券発売所を各競走に区分したときは、第二項の規定は、その区分したものに就いてこれを準用する。

(発売金額の揭示)

第九十八條 第十六條第三項の規定による発売枚数の揭示は、競走場内に設ける揭示所においてこれを行う。

(拂戻金及び返還金の交付方法)

第九十九條 拂戻金交付所は、各勝馬投票法に、これを区分する。

2 拂戻金交付所には、当該競走を行う月日及び当該競走のその日における番号を掲示する。

3 拂戻金交付窓口には勝馬の着順を掲示する。同着馬があつた場合においてはその馬の番号を併せて掲示する。

4 当該競走以外の競走に対する拂戻金は、その競走が行われた月日、その競走のその日における番号を掲示した拂戻金交付所においてこれを交付する。

5 返還金は、その旨を掲示した返還金交付窓口において、これを交付する。

第一百條 第八條及び第九條の規定による拂戻金及び法第十二條の規定による返還金は、当該勝馬投票券と引換にこれを交付する。

第一百一條 拂戻金又は返還金は当該競馬を開催しているときは、その勝馬投票券を発売したところにある拂戻金交付所においてこれを交付する。

2 当該競馬以外の拂戻金及び返還金は競走を開催しているときは当該競馬場内の拂戻金交付所でこれを交付する。

第一百二條 各勝馬投票券に対し、交付する拂戻金の額は、

当該競走終了後速かに第九十八條に規定する揭示所において、これを公告する。

(競馬場内と場外との連絡)

(勝馬投票券の無効)

第九十三條 第九十四條第二項の規定により記載せられた文字が不明な又は破損した勝馬投票券に対しては、拂戻金又は返還金は、これを交付しない。

附則

この規程は公布の日から、これを施行する。

鳥取縣地方競馬登録規定

目次

第一章 総則

第二章 馬主の登録

第三章 馬の登録

第四章 服色の登録

第一章 総則

第一條 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号、以下法という。)第十三條から第十五條までの規定により

鳥取縣(以下縣という。)が行う馬主の登録、馬の登録及び服色の登録は、この規定により、これを行う。

第二條 縣が行う競馬の競走に馬を出走させることができる者、競走に出走させることができる馬及び競走に使用する馬主、馬及び服色でなければならない。

第三條 登録申請書に記載した事項が眞実でないことを認められるときは、登録はこれをしない。

第四條 登録は縣の区域内に限りその効力を有する。

第五條 登録をした後登録申請書に記載せられた事実が眞実でないことを認められたときは、登録はこれを取り消す。

第六條 前項の規定により登録を取り消したときは、登録は取消の時からその効力を失う。

第六條 登録したとき、登録申請書に記載した事項を変更したとき、登録を取り消したとき又は登録をまつ消したときはその旨を公示する。

第七條 登録簿は十五年間これを保存する。

第二章 馬主の登録

(登録の申請)

第八條 馬主の登録を受けようとする者は別紙様式第一の一の馬主登録申請書に左の各号に掲げる書類及び登録料金一〇〇円を添えこれを知事に提出しなければならない。

一、競走に出走させようとする所有馬の馬籍謄本

二、法第十三條第二項第一号に該当しない旨の本籍地の市町村長の身分証明書

三、法第十三條第二項第二号に該当しない旨を記載した上印を押した文書

2、知事は登録するため必要があると認めるときは、登録を受けようとする者の出頭を求め、前項第一号の馬を検査し、又は前項各号に掲げる書類の外必要があると認める書類の提出を求めることができる。

3、第一項第一号の馬が既に他の都道府縣の行方登録を受けている馬であるときは第一項の規定により登録申請書を提出する場合に、その馬の馬登録証を知事に提

示しなければならない。

(登録)

第九條 前條の規定による登録申請書の提出があつたとき、知事はその登録申請書に記載せられた事項が眞実であると認められる場合において知事は左の各号に掲げる事項を別紙様式第二の馬主登録簿に登録し別紙様式第三の馬主登録証を申請者に交付する。

一、登録番号及び登録年月日

二、登録申請者の氏名及び生年月日

三、登録申請者の本籍、現住所及び職業

四、競走に出走させようとする馬(又は登録を受けている馬)の名称及び飼養地

(登録の拒絶)

第十條 登録を受けようとする者が、左の各号の一に該当する場合においては、登録はこれをしない。

一、法第二十四條に基く命令の規定により競馬に関与することを禁止せられたり又は禁止せられているとき

00004

拒み又は書類を提出しなかつたとき

(登録の変更)

第十一條 馬主の登録を受けている者は、第九條第三号及び第四号に掲げる事項に変更があつたときは、変更申請書にその事実を証明するに足りる書類及び馬主登録証を添え速かに、これを知事に提出しなければならぬ。

第十二條 前條の規定による変更申請書の提出があつたときは、馬主登録簿及び馬主登録証に記載した事項を変更し及び記入した上印を押し、馬主登録証は、これを申請者に返還する。

(登録証の再交付)

第十三條 馬主の登録を受けている者は、馬主登録証を亡失し又はき損したときは、馬主登録証の再交付を申請することができる。

2、前項の規定により再交付を申請しようとする者は再交付申請書に、亡失の場合にあつてはその理由を具した書類、き損の場合にあつてはその馬主登録証及び再

交付手数料金一〇〇円を添えこれを知事に提出しなければならぬ。

第十四條 前條の規定による申請書の提出があつたときは、再交付申請書に記載せられた事項が眞実であると認められる場合において、知事は、再交付の旨を馬主登録簿及び馬主登録証に附記して、その馬主登録証を申請者に再交付する。

第十五條 前條の規定により再交付した馬主登録証を亡失又はき損したときは、更にこれを交付しない。

(登録のまつ消)

第十六條 馬主の登録を受けた者が、左の各号の一に該当する場合においては、その登録をまつ消し、その馬主登録証はこれを返還させる。但し、第十号の場合においては、返還しなくてもよい。

- 一、まつ消することを請求したとき
- 二、死亡したとき
- 三、縣が行う登録を受けた馬を引續き一年の間縣が行う競馬の競走に出走させなかつたとき

00005

00000

四、禁治産者、準禁治産者又は破産の宣告を受けたとき

五、法第三十條から第三十四條までの規定により罰金以上の刑に処せられたとき

六、馬主登録証を交還したとき

七、縣の区域外でその地の屬する都道府縣の馬主の登録を受けずに地方競馬の競走に馬を出走させたとき

八、登録申請書に記載した事項が眞実でなかつたとき

九、第十條第一号に該当したとき

十、第十四條の規定により再交付した馬主登録証を亡失し、又はき損したとき

(雜則)

第十七條 縣は馬主登録簿の履歷欄に左の事項を記載する。

- 一、所有馬の出走状況
- 二、縣が当該馬主に対して行つた処分

第三章 馬の登録

(登録申請書等)

第十八條 馬の登録は、縣が行う馬主の登録を受けている者でなければこれを受けることはできない。

2、縣が行う登録を受けた馬を譲り受けた場合においては、この縣が行う△主の登録を受けた者でない場合においてもその馬の登録は、これをまつ消しなす。

(登録の申請)

第十九條 馬の登録を受けようとする者は、別紙様式第四の馬登録申請書に、馬主登録証、馬籍謄本、産駒証明書及び登録料金二〇〇円を添えこれを知事に提出して縣の指定する場所及び日時当該馬をひきつけなければならぬ。

2、前項の場合において、その馬が既に他の都道府縣の登録を受けているときは前項に規定する者の外、その馬登録証を提出しなければならない。

3、第一項の場合においてその馬が國營競馬の馬名登録又は地方競馬の馬の登録をまつ消された馬であるときは当該登録まつ消証明書を添えなければならぬ。

4、第一項の場合においてその馬が既に他の都道府縣の

09006

登録を受けている馬であるときは、その登録を受けた馬名と同じ馬名を用いなければならない。

5、第一項の場合においてその馬が國管競馬の馬名登録又は地方競馬の馬の登録をまつ消された馬であるときはまつ消された馬名と同じ馬名を用いなければならない。

6、第一項の場合においてその登録を申請しようとする馬の馬名は片仮名を用いなければならない。

7、知事は第一項から第三項までの規定による書類の外必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(登録)

第二十條 前條の規定による登録申請書の提出があつたときは、知事は当該馬を検査し、その登録申請書に記載せられた事項が眞実であると認められる場合において知事は左の各号に掲げる事項を別紙様式第五の馬登録簿に登録し、一当該馬の右ももに別紙様式第六の焼印を押し且つ、別紙様式第七の馬登録証(前條第二項の場合においては、その馬登録証)を申請者に交付する。

一、登録番号及び登録年月日

二、馬名

三、性、毛色、特徴、血統及び生年月日

四、所有者の氏名及び住所

2、前項の規定による登録をしたときは、前條第一項の規定により添付せられた馬主登録証及び産駒証明書は、これを申請者に返還する。

第二十一條 前條第一項の規定により登録しようとする場合において、当該馬登録申請者に記載された馬名が既に縣に登録してある他の馬の馬名と同一であるときは又は紛らわしいときは登録しようとする馬の馬名に記号を冠して、これを登録する。

(登録の拒絶)

第二十二條 登録を受けようとする者が、左の各号の一に該当するときは、登録はこれをしない。

一、第十九條第七項の規定において書類の提出しなかつたとき

二、第二十條の規定において、焼印を押すことを拒ん

00007

だとき

第二十三條 登録を受けようとする馬の馬名が左の各号の一に該当するときは、登録はこれをしない。

一、登録をまつ消されてから二年を経過しない馬名と同一であるとき又は紛らわしいとき

二、著名な馬の馬名と同じであるとき又は紛らわしいとき

三、奇矯又は禮当でないとき

四、字數一字又は九字以上であるとき

(登録の変更)

第二十四條 登録を受けた馬名はこれを変更することができない。但し所有者の変更その他特別の事由があるときはこの限りでない。

第二十五條 前條但書の規定により馬名を変更しようとする者は、変更申請書に、馬登録証及び変更手数料金を五、〇〇〇円を添え、これを知事に提出しなければならない。

2、馬の登録を受けた者は、第二十條第一項第三号に掲

げる性、毛色又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは速かに変更申請書にその事實を証明するに足りる書類及び馬登録証を添え、知事に提出しなければならない。

4、前三項の規定による変更申請書の提出があつたときは、知事は当該馬のひきつけを求めこれを検査することができる。

第二十六條 前條の規定による變更申請書の提出があつたときは、變更申請書に記載せられた事項が眞実であると認められる場合において、知事は登録簿及び馬登録証に記載した事項を變更し及び記載した上、印を押し馬登録証はこれを申請者に返還する。

(登録証の再交付)

第二十七條 馬の登録を受けている者が、馬登録証を失し又はき損じたときは、馬登録証の再交付を申請す

2、前項の規定により、再交付を申請しようとする者は再交付申請書に、亡失の場合にあつてはその理由を具した書類、き損した場合にあつてはその馬登録証及び再交付手数料金一〇〇〇円を添え知事に提出しなければならぬ。

第二十八條 前條の規定による申請書の提出があつたときは、再交付申請書に記載された事項が眞実であると認められる場合において知事は再交付の旨を登録簿及び馬登録証に附記してその馬登録証を申請者に交付する。

第二十九條 前條の規定により再交付した馬登録証を亡失し又はき損したときは、更にこれを交付しない。

(登録のまつ消)

第三十條 左の各号の一に該当する場合においてはその馬の登録をまつ消し、その馬登録証は、これを返還させる。但し第五号の場合においては返還しなくてもよい。

一 その所有者からまつ消することを請求したとき

二 馬が死んだとき
三 馬が引續き一年間縣が行う競馬の競走に出走しなかつたとき
四 馬が地方競馬の競走に出走することがないものと認められるとき
五 第二十七條の規定により再交付した馬登録証を亡失し又はき損したとき

2、前項の規定によりまつ消したときは、知事はまつ消せられた者の請求により、登録まつ消証明書を交付する。

(雜則)

第三十二條 縣が登録した一で、その馬が既に他の都道府縣の登録を受けているときは、その都道府縣の名称、馬名、登録番号及び登録年月日はこれを登録簿に附記する。

第三十二條 他の都道府縣において登録を受けている馬が、左の各号の一に該当する場合においては、知事は当該事項について、その都道府縣に通知する。

一、縣が第二十條の規定により登録したときは、その登録番号、登録年月日、馬名及び所有者の氏名
二、縣が第二十八條の規定により再交付したときは、再交付した年月日、その登録番号、登録年月日、馬名及び所有者の氏名
三、縣が第三十條の規定によりまつ消したときは、その馬名まつ消年月日及び理由並にその馬の登録番号、登録年月日及び所有者の氏名

第四章 服色の登録

(服色)

第三十四條 服色の登録は、胴に限りこれを行う。
2、赤、桃、黄、茶、えび茶、緑、青、水、紫、ぬすみ、黒及び白の十三色でなければ服色に使用することができない。

第三十五條 左の各号に掲げる標示でなければ服色に使用することができない。

用することができない。

- 一 輪(胴に用いる横線) 巾最小限 六センチメートル
(一文字 (胴に用いる一本輪) 同 右に同じ)
- 二 帶 (胴の下部に用いる一本輪) 同 九センチメートル
- 三 山形 (のこぎり齒形又は山形又ははひし山形の輪若くは帶) 同 右に同じ
- 四 九 九 同 同
- 五 九 九 同 同
- 六 九 九 同 同
- 七 九 九 同 同
- 八 九 九 同 同
- 九 九 九 同 同
- 十 九 九 同 同
- 十一 九 九 同 同
- 十二 九 九 同 同
- 十三 九 九 同 同
- 十四 九 九 同 同

00010

(登録の制限)

第三十六條 服色の登録は、縣が行う馬主の登録を受けている者でなければ、これを受けることができない。

第三十七條 服色の登録は、一人につき一服色に限りこれを受けることができる。

(登録の申請)

第三十八條 服色の登録を受けようとする者は、別紙様式第八の服色登録申請書に馬主登録証及び登録料金五〇円を添えこれを知事に提出しなければならない。

2. 知事は登録するため必要があると認めるときは、登録を受けようとする者の出頭を求め又は前項に掲げる書類の外必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(登録)

第三十九條 前條の規定による登録申請書の提出があつたときは知事はその登録申請書に記載せられた事項が眞実であると認められる場合において、知事は左の各号に掲げる事項を別紙様式第九の登録簿に登録し、別

紙様式第十の服色登録証を申請者に交付する。

- 一、登録番号及び登録年月日
 - 二、服色
 - 三、登録申請者の本籍、現住所、氏名及び生年月日
- 2 前項の規定による登録をしたときは、前條第一項の規定により添付された馬主登録証はこれを申請者に返還する。

(登録の拒絶)

第四十條 登録を受けようとする者が、第三十八條第二項の場合において、出頭をせず、又は書類を提出しなかつたときは、登録はこれをしない。

第四十一條 左の各号の二に該当する服色はこれを登録しない。

- 一、既に登録してある服色と同じであるとき又は紛らわしいとき。
- 二、たすき、帯、格子じま、かすり、玉あられ、星ちらし、蛇の目又は錢形ちらしに二色以上使用したとき。

00011

三、輪、縦じま、元ろく、ダイヤモンド又はうろこに三色以上使用したとき。

(服色の使用)

第四十二條 服色の登録を受けた馬主が、馬を出走させようとするときは、その服色を使用しなければならぬ。

2 服色の登録を受けた馬主が、一競走に二頭以上の馬を出走させようとするときは、一頭を除いた馬については、縣が定めた服色を使用しなければならない。

8 服色の登録を受けた馬主が、馬を出走せようとする場合において、登録を受けた服色をやむを得ない事由に因り使用することができないときは、縣が定めた服色を使用することができる。

第四十三條 服色の登録を受けていない馬主が、馬を出走せようとするときは、縣が定めた服色を使用しなければならない。

(登録の変更)

第四十四條 服色の登録を受けた者は、第三十九條第一

項第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更申請書に、その事項を証明するに足りる書類及び服色登録証を添え、速かにこれを知事に提出しなければならない。

第四十五條 前條の規定による変更申請書の提出があつたときは、変更申請書に記載せられた事項が眞実であると認められる場合において、知事は登録簿及び服色登録証に記載した事項を変更し又は記入した上印を押し、服色登録証はこれを申請者に返還する。

(登録証の再交付)

第四十六條 服色の登録を受けている者は、服色登録証を亡失し、又はき損したときは、服色登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定により再交付を申請しようとする者は、再交付申請書に、亡失の場合にあつては、その理由を具した書類、き損の場合にあつてはその服色登録証及再交付手数料金五〇円を添え、これを知事に提出しなければならない。

